

損 失 処 理 案  
 自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日

円

I 当期未処理損失金

|                      |           |     |
|----------------------|-----------|-----|
| 1 当期純損失金額（又は当期純利益金額） | ××        |     |
| 2 前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金） | <u>××</u> | ××× |

II 損失てん補取崩額

|                |           |            |
|----------------|-----------|------------|
| 1 組合積立金取崩額     |           |            |
| 特別積立金取崩額       | ××        |            |
| 〇〇周年記念事業積立金取崩額 | ××        |            |
| 役員退職給与積立金取崩額   | <u>××</u> | ××         |
| 2 利益準備金取崩額     | ××        |            |
| 3 資本剰余金取崩額     | ××        | <u>×××</u> |

III 次期繰越損失金

××

**（作成上の留意事項）**

- (1) 中協法56条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益（定款参考例54条の減資差益）及び持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻した時に生じる出資金減少差益（定款参考例14条の減資差益）を、損失てん補に充てるときは、資本剰余金取崩額に表示する。なお、資本剰余金取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剰余金項目である出資金減少差益、その他の資本剰余金項目に区分して表示することができる。
- (2) 当期未処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰越しても差し支えない。